

(表3) 金融再生法開示債権の推移

(単位:億円)

		11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期
都銀・長信銀等・信託	金融再生法開示債権	219,450 (219,450)	203,580 (184,930)	200,080 (180,320)	283,850 (267,820)	206,800 (202,440)	138,020 (136,160)	75,600 (74,100)	62,290 (61,090)
	破産更生等債権	53,660 (53,660)	40,800 (37,910)	36,970 (31,800)	35,290 (32,010)	22,100 (21,610)	14,940 (14,650)	10,580 (10,500)	7,740 (7,650)
	危険債権	123,180 (123,180)	108,400 (100,660)	91,700 (84,850)	129,790 (122,330)	67,740 (65,820)	53,270 (51,990)	37,470 (36,210)	31,760 (30,870)
	要管理債権	42,610 (42,610)	54,380 (46,370)	71,410 (63,670)	118,770 (113,480)	116,960 (115,010)	69,810 (69,520)	27,550 (27,390)	22,800 (22,570)
地域銀行	金融再生法開示債権	119,980	114,470	136,220	148,220	146,600	127,920	103,670	97,050
	破産更生等債権	49,550	37,060	39,640	38,750	35,370	28,580	21,720	20,420
	危険債権	50,970	54,080	58,640	63,360	62,390	58,610	50,900	48,190
	要管理債権	19,460	23,330	37,940	46,110	48,840	40,730	31,050	28,440
全国銀行	金融再生法開示債権	339,430	318,050	336,300	432,070	353,390	265,940	179,270	159,340
	破産更生等債権	103,210	77,860	76,610	74,040	57,470	43,520	32,310	28,160
	危険債権	174,150	162,480	150,340	193,150	130,130	111,880	88,360	79,950
	要管理債権	62,070	77,710	109,350	164,880	165,790	110,550	58,600	51,240

- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. 都銀・長信銀等・信託の計数は、11年3月期は新生銀行及びあおぞら銀行を除き、12年3月期はあおぞら銀行を除く。17年3月期以降は、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含む。
3. ()内は主要行の計数であり、主要行は都銀・長信銀等・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。
4. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
5. 全国銀行の計数は、都銀・長信銀等・信託及び地域銀行を集計。
6. 15年3月期以降の計数はUFJ銀行の再生専門子会社分を、16年3月期以降の計数はみずほグループ各行、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期は親和銀行の再生専門子会社分を含む。